

国立国会図書館科学技術情報整備基本計画

国立国会図書館

平成 10 年 6 月 17 日

国立国会図書館科学技術情報整備基本計画

はじめに

本基本計画は、第38回科学技術関係資料整備審議会（平成9年3月5日）における国立国会図書館長の諮問事項について、同審議会が平成10年2月23日に提出した答申に基づいて、国立国会図書館が今後5年間に達成すべき科学技術情報整備の目標を定めたものである。

国の科学技術情報流通における国立国会図書館の役割は、①立法補佐機関として国会の科学技術情報ニーズに的確に応えるとともに、②国の科学技術情報流通の拠点として収集・提供・保存機能を充実することである。

本基本計画は、今日の情報環境の中で、国立国会図書館がこの二つの役割を十全に果たすために展開すべき具体的施策をまとめたものである。ここに示される各施策については、国立国会図書館関西館（仮称）（以下「関西館」という。）の開館が予定されている平成14年度における達成を目途として実施するものとし、具体的な検討及び実施については、国立国会図書館において構想中又は既に実施中である計画や事業との十分な整合性を図るものとする。

1. 科学技術関係情報資源の構築

（1）基本方針

近年の国会における科学技術関係の審議及び立法の増加にかんがみ、国会からの調査依頼及び情報提供の要求に迅速かつ的確に対応するための情報資源の構築を最優先課題とする。さらに、研究者・技術者等の利用者からの多様な要求を的確に把握し、効果的に対応しうる情報資源を構築する。

情報資源の構築にあたっては、従来の紙媒体資料に加え、国内外の電子情報を積極的に収集する。また、国内関連機関との連携・協力を推進し、国全体としての情報資源の網羅性の確保に努める。

（2）国会サービスのための情報資源の構築

①国会の科学技術情報ニーズに基づいた国内外の情報を積極的に収集する。本館（現在の中央の図書館である施設をいう。以下同じ。）、関西館双方に必要な参考図書等、基本的な資料については、複本及び電子媒体の導入等により整備に努める。

②国政審議に必要な資料・情報のうち、当館が収集することが困難なものについては、国内の大学や調査研究機関に対して協力を求める。

③国内で収集が困難な資料については、外国の立法補佐機関、国立図書館及び調査研究機関との協力体制を確立し収集に努める。

（3）国内刊行資料の収集

納本制度に基づく収集強化に努めるとともに、流通ルートが確立していない灰色文献の収集促進を図る。特に、国内刊行の会議録、行政機関の各種審議会や委員会報告書及び委託調査研究報告書等を重点的に収集する。そのために、情報源及び収集ルートの確保と維持に努め、関係機関との収集等における協力体制を確立する。また、現行の日本科学技術関係逐次刊行物総覧等のデータベースの改善・充実を図り、収集強化に活用する。

(4) 外国刊行資料の収集

①国会をはじめとする利用者ニーズに基づく適切な収集を図るために、ニーズ調査及び蔵書評価に基づく外国資料収集計画を策定する。

②雑誌、欧文会議録をはじめとして、重要度の高い資料や利用頻度の高い資料を重点的に収集する。特に、国内で開催される国際会議の会議録の収集強化を図る。また、利用が稀であっても国内の他機関では収集が困難な資料の収集体制を確立する。

③外国雑誌センター、科学技術振興事業団、学術情報センター等の主要な科学技術情報提供機関との間で、情報交換のための会議を定期的に開催し、外国雑誌の収集・保存・提供に関わる協力体制を確立し、国内における適切な資源配置と国全体としての網羅性を図る。

④アジアの国立図書館や科学技術情報提供機関との協力を促進するとともに、米国議会図書館の収集プロジェクトへの参加等により、アジアの科学技術資料の積極的な収集を図る。

(5) 電子情報資源の構築

①納本制度の整備等により、国内刊行の電子媒体資料の収集を強化する。

②国立試験研究機関等の協力の下に、当該機関で発生する研究成果の電子化及び電子的手段による収集・蓄積・提供のためのシステム開発に取り組む。また、大学、学会等の研究成果についても今後関係機関との協議によりシステムへの取り込みを図る。

③電子図書館機能を活用した科学技術情報提供のために、国内外で刊行される広範な科学技術関係資料を電子化し、データベースを構築する。

④外国学術雑誌において今後主流となる電子ジャーナルについて、購入・提供の制度面の整備を行い、積極的な導入を図る。

⑤有効なドキュメント・サプライ・サービスの確立のために、科学技術関係の当館所蔵全資料について所蔵情報のデータベース化を進め、ネットワークを通じ国内外への公開を促進する。また、国内刊行の会議録等に関する書誌データベースの充実を図る。

2. ドキュメント・サプライ・サービスの確立と電子図書館の実現

(1) 基本方針

国会をはじめとする利用者の多様な要求に的確に対応するとともに、特に本館と関西館双方の資料へのリモート・アクセスを保障し、迅速な提供を可能とするために、ドク

ュメント・サプライ・サービスの確立及び電子図書館機能を活用した提供システムの開発を行う。

また、そのために必要な著作権の処理、利用者への課金等の問題については積極的に解決を図る。

本基本計画で想定する電子図書館システムは、現在検討が進められている電子図書館構想における科学技術分野を対象とするサブシステムとして位置づけられるものである。

(2) ドキュメント・サプライ・サービスの確立

①CD-ROMやオンラインによる2次情報データベース提供システムを導入するとともに、国内外の2次情報とリンクした効果的なドキュメント・サプライ・システムの早期実現を図る。

②内外の情報提供機関との協力のもとに、ゲートウェイを利用した外部情報資源の活用を図る。

③国内大学、学協会等からの寄贈・移管資料による共同保存利用体制を確立する。

(3) 科学技術情報提供における電子図書館機能の活用

①国会をはじめとする国内外からの利用者に対し、国内外の科学技術文献のフルテキストへのリモート・アクセスを可能とする電子図書館システムの開発を行う。

②利用者の要求に的確に応え得る検索機能を備えた高度情報検索・フルテキスト表示システム、及び、利用者を外部情報資源を含む必要な情報源に導くための対話型ナビゲーションシステムの開発を行う。

③電子図書館に関わる標準化の問題について、国内及び海外の関連機関との検討の場に積極的に参加する。

3. 科学技術情報専門家の育成と活用

(1) 基本方針

利用者の科学技術情報に関わる調査及びレファレンス要求に迅速かつ的確に応えるとともに、電子図書館のコンテンツの選択やシステム設計が行える科学技術情報の専門知識と情報リテラシーを兼ね備えた人材の育成・活用を組織的に行う必要がある。そのためのプログラムを策定・実施するとともに、国内外の関係機関との交流を進める。

(2) 専門家の育成と活用

①採用時において、科学技術情報の専門知識と情報リテラシーを兼ね備えた人材の確保を考慮する。

②海外の立法補佐機関等、国内外の関連機関との人事交流を積極的に行い、専門知識を持った人材の確保を図るとともに、専門家の育成に資する。

③内外の専門家を招いた養成講座の開催、啓発シンポジウム、関連機関との共同セミナー等を実施する。

④国内外の科学技術関係のセミナーや国際会議等に積極的に参加するとともに、海外の関連機関との連携・協力のための交流を進める。

⑤特に国会への情報提供を充実するため、特定の知識分野の専門家や学識経験者等の活用及び外部委託調査制度の導入を図る。

4. 関連機関との連携協力

(1) 基本方針

近年の情報流通をめぐる環境の変化に対処するために、情報資源の収集・蓄積・保存・提供について、国内外の情報提供機関、研究開発機関、外国の立法補佐機関等との連携・協力を積極的に推進する。

(2) 協力への取り組み

①全国の科学技術情報の生産・流通に関わる関連機関をメンバーとする連絡会議を設け、情報の発生から利用までの流通に関わる具体的なテーマについて情報交換や検討を行い、連携・協力を促進する。

②外国雑誌センター、科学技術振興事業団、学術情報センター等主要な科学技術情報提供機関との間で、情報の収集・提供、システム開発、人材育成等について協力活動を行う。

③大学、研究機関等の情報の生産や研究開発に関わる機関と協力して、研究成果等の収集や、電子化および電子的手段による収集・蓄積・提供に関するシステムの共同開発を行う。

5. 組織及び体制の整備

以上述べてきた科学技術情報整備のための施策を実現するために、組織及び体制の整備を図る。

①本館、関西館における円滑な科学技術情報流通及び来館利用者サービス充実のために、本館における科学技術関係レファレンス体制の整備及び関西館総合参考閲覧室の開設準備を進める。

②国会をはじめとする利用者への科学技術情報に関するサービスを効率化し強化するために、調査及び立法考査局及び専門資料部の科学技術関係部門の連携を図るとともに、組織及び体制の整備を行う。